

## 牟岐町ふるさと応援サポーター取扱い要領

### (目的)

第1条 牟岐町の魅力を広く発信するなど積極的に牟岐町を応援したい企業・団体等を牟岐町ふるさと応援サポーター（以下「サポーター」という。）及び牟岐町ふるさと応援大使（以下「応援大使」という。）として登録し、相互協力により牟岐町の知名度向上と活性化を図ることを目的とする。

### (サポーター及び応援大使の登録・変更・解除)

第2条 サポーターに登録を希望される企業・団体等は登録・変更・解除申込書に必要な事項を記入の上、提出し、牟岐町長は下記の要件をすべて満たす場合に登録を認めるものとする。

- (1) 牟岐町に深い愛着を持ち、積極的に牟岐町をご支援いただける企業・団体・個人
  - (2) 第3条に規定する活動は無報酬であること
  - (3) 第3条に規定する活動及びその活動の範囲を逸脱することにより第三者に損害等を与えた場合は、当該サポーター等がすべての責任を負うこと
- 2 登録されたサポーターに変更が生じた場合または解除したい希望がある場合は、登録・変更・解除申込書に必要な事項を記入の上、牟岐町へ提出するものとする。
- 3 町長はサポーターのうち特に活動が活発で牟岐町の知名度向上と活性化に寄与していると認める場合に応援大使に任命することができる。

### (サポーター及び応援大使の役割)

第3条 サポーター及び応援大使は下記の取り組みを積極的に行う。

- (1) 牟岐町の魅力や情報を自発的に自身のSNS媒体等で広く発信していただくこと
- (2) 町の特産品をご利用または宣伝いただくこと
- (3) 町の物産展やイベントにご参加または運営にご協力いただくこと
- (4) 牟岐ふるさと会入会や牟岐ふるさと応援店をご利用または宣伝、掘り起しをしていただくこと
- (5) その他牟岐町の活性化にご協力いただくこと
- (6) 定期的に取り組み状況を牟岐町へ報告すること

### (町の支援)

第3条 牟岐町は希望するサポーター及び応援大使に対してサポーター及び応援大使であることを表示する名刺及び町をPRするパンフレット、イベントポスター等は無償で提供する。ただし、サポーター及び応援大使自らが使用したい名刺を作成する場合は牟岐町の承諾を受けるものとする。

- 2 サポーター及び応援大使の活動など普及宣伝活動を実施する。

### (サポーター及び応援大使の抹消)

第4条 牟岐町長は次の各号のいずれかに該当するときはサポーター及び応援大使から抹

消することができる。

- (1) サポーター及び応援大使の地位を営利目的で使用したとき。
- (2) 長期間にわたり、サポーター及び応援大使の取組みがなされていないと判断したとき。
- (3) サポーター及び応援大使が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) サポーター及び応援大使が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

附 則

令和6年7月1日より施行する。